

令和 7 年度 就学援助のご案内

杉並区では、経済的理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学校で必要な費用の一部を援助しています。昨年度、就学援助を受けていた方も、申請が必要です。

就学援助の対象になる方

- 区内在住で国公立の小・中学校に通学している児童・生徒と同居の保護者で、次のいずれかに該当する方
- (1) 現在、生活保護（生活保護法による教育扶助）を受けている世帯
 - (2) 令和6年4月1日以降に、生活保護が停止・廃止になった世帯
 - (3) 令和6年1月～12月までの世帯全員の総所得金額（※）の合計が、認定基準額以下の世帯
- （※）「総所得金額」は年収ではありません。

給与所得のみの方

「令和6年分源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄に記載の金額から10万円を控除した金額。

事業所得の方

総収入金額から必要経費等を引いた金額（令和6年の1年間分）

令和 6 年 分 給与所得の源泉徴収票

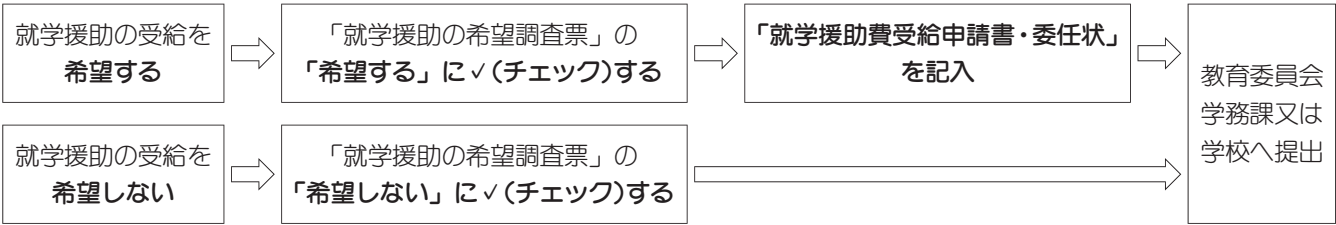
（受給者番号）											
（個人番号）											
（役職名）											
氏 名		（フリガナ）									
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 （調整控除後）		所得控除の額の合計額		源泉徴収額					
	内 千 円	円	千 円	円	千 円	円	内 千 円	円			
（源泉）控除対象配偶者の有無等		配偶者（特別）控除の額		控除対象扶養親族の数 （配偶者を除く。）		16歳未満扶養親族の数		障害者の数 （本人を除く。）		非居住者である親族の数	
老人		特 定		老 人		其 他		特 別		其 他	

【認定基準額の目安】 家族構成や世帯員の年齢等により金額が異なります。
★該当するかわからない場合は、「希望する」での提出をお勧めします。

世帯員数 家族構成	2人 （父又は母・小学4年生）	3人 （父・母・小学4年生）	4人 （父・母・中学2年生・小学4年生）	5人 （父・母・中学2年生・小学4年生・4歳）
認定基準額（目安）	約 331 万円 （ひとり親の加算含む）	約 369 万円	約 433 万円	約 457 万円

- (4) 上記(1)～(3)に該当しないが、災害・失業などの事情で収入が著しく減少したために、学費等の負担が困難であることが明らかな場合、「就学援助費受給申請書・委任状」の「4. 特別な事情等」欄に状況を記入してください。

就学援助の申請手続き



※申請は随時可能です。ただし、支給されるのは申請月分から（例：5月申請→5月分から支給）となります。
※申請書を提出後、世帯の状況等、申請内容に変更が生じた場合は、学務課までご連絡ください。

就学援助の認定結果

受給認定の可否については、7月以降、郵送で保護者宛てにお知らせします。
就学援助の認定結果は、在籍する学校へも通知します。
認定結果は、個人情報であり、適切に管理し、就学援助に関する業務以外に利用することはありません。

所得状況の確認

令和6年1月～12月までの世帯員全員の総所得金額が確認できない場合、審査が保留になります。

(1) 同世帯（生計が同一）の家族のうち、税の申告手続きが済んでいない方	5月中旬までに申告手続きを済ませてください。 収入がなかった方も申告が必要です。
(2) 令和7年1月2日以降、杉並区に転入した方	教育委員会が申請書を確認後、該当の方へ個別にご連絡しますので、 「令和7年度課税証明書（又は非課税証明書）」（※所得金額、所得控除の内訳等の記載のあるもの） を提出してください。
(3) 杉並区外に住民登録をしている保護者（例：単身赴任）	※課税証明書（又は非課税証明書）は、令和7年1月1日に住民登録があった自治体で、住民税額が確定する6月以降に発行されます。発行可能日や取寄せ方法は、各自治体にお問い合わせください。その際に所得金額、所得控除の内訳等の記載があるか確認をお願いします。

就学援助の支給方法

就学援助の受給対象になった方には、申請書に記入していただいた口座に就学援助費を振込みます。

口座は、なるべく学校納付金の引落とし口座と同一の口座にしてください。

なお、学校納付金の長期滞納等特別な事情がある場合、校長又は教育委員会が必要と認めた時は、在籍する学校の校長口座に振込みます。

就学援助の支給内容

①学用品費 ②学校行事費 ③体育実技用具費（中学生のみ／柔道・剣道用具） ④学校生活管理指導表作成費 ⑤入学準備金（※） ⑥移動教室費 ⑦修学旅行費 ⑧卒業アルバム費 ⑨医療費（生活保護を受けている方で、学校病の治療を受ける場合が対象になります。） ⑩給食費（給食費が無償の場合、支給はありません。）

※生活保護を受けている方には、福祉事務所から①～⑤、⑩を支給します。

※⑥入学準備金について

- ・4月認定の小学校1年生及び中学校1年生へ支給します。入学前に支給を受けた方には、支給されません。
- ・小学校6年生の認定者に中学校の入学準備金を令和8年3月に支給します。12月以降に郵送で対象の保護者へお知らせします。

多言語対応について

就学援助のご案内および申請書記入時の注意点は、英語、ネパール語、中国語、韓国語、ベトナム語版があります。ご希望の方は学務課にお問い合わせください。

また、杉並区公式ホームページ「就学援助制度」（右2次元コード）からもご確認いただけます。



The Notice regarding the School Expense Subsidy (Shugaku Enjo) and the notes for filling out the application are available in English, Nepali, Chinese, Korean, and Vietnamese. Please inquire to the School Affairs Section if you wish.

You may also check on the Sugunami City Official Website, “School Subsidy System.” (the 2D barcode on the right)

【問合せ先】 杉並区教育委員会事務局 学務課就学奨励担当（区役所東棟6階4番窓口）
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 電話：03-5307-0761（直通）

【学童クラブ利用料等】

学童クラブに入会している児童が就学援助の受給対象となった場合、利用料の減額、おやつ代の助成制度があります。別途、事前の申請が必要となりますので、詳しくは各学童クラブへ直接お問い合わせください。